

令和8年度 ひたちなか市「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」による 特定事業主行動計画実施状況及び女性の職業選択に資する情報公表

ひたちなか市では、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「ひたちなか市「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」による特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、次世代育成支援対策推進法第19条第6項に基づく行動計画の実施状況及び女性活躍推進法第19条第6項に基づく行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、女性の職業選択に資する情報を公表いたします。

1 特定事業主行動計画における取組の実施状況の公表

(1)配偶者出産休暇取得率

目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
100%	81.0%	87.1%	81.8%	84.2%	73.7%

(2)年次休暇を5日以上取得した職員の割合

目標	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
100%	85.0%	85.9%	90.9%	92.3%	96.0%

(3)性別によらず、現在の仕事で能力を発揮できていると感じる職員や、係長以上のポストで自分の能力を発揮したいと感じる職員の割合を増やす

【取組内容】

- ・監督職への登用が見込まれる主任級の職員に対し、監督職としての意識を醸成する研修を実施した。（令和7年10月実施）
- ・新任職員に対し、性別などの多様性について学ぶ研修を実施した。（令和7年4月実施）

2 女性の職業選択に資する情報公表(女性活躍推進法第21条関係)

1. 職員の男女の給与の額の差異(男性の給与に対する女性の給与の割合)

(1)全職員に係る情報(令和7年度)

職員区分	男女の給与の差異
任期の定めのない常勤職員	85.6%
任期の定めのない常勤職員以外	98.5%
全ての職員	70.1%

(2)「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

ア 役職段階別(令和7年度)

役職段階	男女の給与の差異
部長・副部長相当職	97.3%
課長相当職	97.8%
課長補佐相当職	94.6%
係長相当職	96.0%

イ 勤続年数別(令和7年度)

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.4%
31～35年	92.9%
26～30年	90.9%
21～25年	86.6%
16～20年	89.7%
11～15年	88.3%
6～10年	93.2%
1～5年	97.8%

【説明欄】

・扶養手当や住居手当について、主たる扶養者や住居の契約者となっている男性職員に支給している場合が多くなっています。

・女性職員に比べて、相対的に男性職員の時間外勤務時間が長く、時間外勤務手当の分多く給与を支給しています

・育児部分休業の取得による給与の減額について、女性職員の方が多くなっています。

・任期の定めのない常勤職員と、任期の定めのない常勤職員以外(以下「非常勤職員」)の割合は、男性職員では約85:15、女性職員では約40:60 です。相対的に給与水準の低い非常勤職員が女性職員に多いことにより、全ての職員における男女の給与の差異が大きくなっています。

2. 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	12.7%

【説明欄】

管理的地位にある職員とは課長級以上の職員のことをいいます。

3. 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
部長等	18.2%
副部長等	10.5%
課長等	11.5%
課長補佐等	15.7%
係長等	39.3%
一般職	52.7%

4. 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
事務	40.6%
技術(土木・建築等)	50.0%
保健師等	100.0%
保育士・幼稚園教諭	100.0%
技能労務職	100.0%

5. 職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
事務	35.1%
技術(土木・建築等)	7.4%
保健師等	100.0%
保育士・幼稚園教諭	100.0%
技能労務職	88.2%

6. 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

(1) 男女別の育児休業取得率

ア 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100.0%
女性	115.8%

イ 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	－ %
女性	100.0%

(2) 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	－ %	－ %	－ %	－ %
1週間以上2週間未満	5.3%	－ %	－ %	－ %
2週間以上1月以下	36.8%	－ %	－ %	－ %
1月超3月以下	47.4%	－ %	－ %	－ %
3月超6月以下	10.5%	－ %	－ %	－ %
6月超9月以下	－ %	4.5%	－ %	－ %
9月超12月以下	－ %	36.4%	－ %	100.0%
12月超24月以下	－ %	54.5%	－ %	－ %
24月超	－ %	4.5%	－ %	－ %

【説明欄】

(1)は、下記の計算式で算出しています。

$$\frac{\text{令和7年度中に新たに育児休業を取得した職員数}}{\text{令和7年度に子が生まれ、育児休業が取得可能となった職員数}}$$

したがって、令和7年度より前に子が生まれたものの、その年度には取得せずに、令和7年度になって新たに取得した職員を含むため、取得率が100%を超えることがあります。

なお、表中の「－」は対象者がいないことを示しています。

7. 職員の勤務時間の状況

管理職以外の職員の一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

令和7年度
15.9 時間／月

8. 離職率の男女の差異

区分	令和7年度
男性	1.7%
女性	1.8%

9. 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率並びに合計取得日数の分布状況

(1) 男性職員の配偶者出産休暇等の取得率

区分	令和7年度
配偶者の出産休暇	73.7%
男性職員の育児参加休暇	47.4%

(2) 合計取得日数の分布状況

合わせて5日以上 の休暇を 取得した 職員の割合	平均取得日数
31.6%	3.1 日／人

10. 年次休暇の取得状況

(1) 年次休暇の平均取得日数

令和7年
14.2 日／人

(2) 年次休暇の取得日数が5日未満の職員の割合

令和7年
4.0%